

国際交流ラウンジ協議会日本語分科会 合同研修会

日本語教室のみなさんが知っておきたい著作権

主催:(公財)横浜市国際交流協会

国際交流ラウンジ(以下「ラウンジ」)で日本語学習支援に関わるスタッフの皆さんを対象に、研修会を行いました。

テーマは、近年ラウンジからの問い合わせが増えている「著作権」。日本語教室につきものの学習教材ですが、実は判断に悩むことも多いもの。そこで、教室での学習支援活動において教材等の著作物を適切に扱えるようになることを目的に、著作権法の基本を学びました。講師の稲田遼太先生は、ご自身もNPOの支援に従事しておられる方です。

講座では、文化庁の著作権法テキストをもとに、著作権とは？から丁寧に解説いただきました。著作物は原則として許諾が必要なこと、同時に例外規定もあることをふまえ、日本語教室で起こりうるケースの考え方などをお話いただきました。これを受けたグループワークでは、参加者同士で、講義の内容を実際の教室の活動に結びつけて、疑問点を出し合ったりどんな工夫ができるのかを考えたりしました。

講師からの「自分が著者だとして、いやかどうかから考えてみては」というメッセージが、多くの人の印象に残ったようです。よりよい教室運営に向けて、これからもラウンジの皆さんと学び、取組や課題を共有していきたいと思います。

テーマ	著作権入門
講師	稲田遼太さん(インタース法律事務所 弁護士)
日時/場所	2024年7月31日(水)14:30-16:30/オンライン(Zoom)
対象	国際交流ラウンジで日本語学習支援に関わっている人(日本語担当、教室運営者、コーディネーター、日本語ボランティアなど)
参加人数	37人

参加者の声



講座の様子

- このくらいは許されるだろう、とふわっと勝手に思い込んでいたことが多々あることに気付かされました。根拠に基づくお話を聞かせていただき、とても勉強になりました。
- 知りたかった著作権について知ることができ、今後の日本語教室運営に役立てることができると思います。
- 著作権について認識が曖昧かつ考えが甘かったことがよくわかりました。
- 今回の講座を受けて、現状を理解し、対策を考える事ができました。



よこはま日本語学習支援センター

Yokohama NIHONGO Support Center

<https://yokohama-nihongo.com>

運営:公益財団法人 横浜市国際交流協会(YOKE)

地域日本語教育に関わる方や関心のある方
日本語学習をしたい方「知りたい・やってみたい・つながりたい」
をサポートします!